誓　約　書

様式５

（法人用）

年　　月　　日

世田谷区長　あて

商号又は名称

代表者の氏名

　届出者及び届出者の役員は、住宅宿泊事業法第４条第２号から第４号まで、第７号及び第８号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

併せて、世田谷区長に住宅宿泊事業に係る届出を行うに当たり、旅行者の利便性向上や近隣住民とのトラブル防止のため、世田谷区のホームページにおいて、届出に関する以下の情報について公開することに同意します。

　（１）届出住宅の所在地 　　　 （２）届出年月日

　（３）区長が認める区域か否か

　また、住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関（消防署、警視庁等）へ必要な情報提供を行う事に同意します。

（参考）住宅宿泊事業法第４条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

　１　心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの（※１）

　２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　３　第十六条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者（当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から三年を経過しないものを含む。）

　４　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者

　５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

　６　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第二十五条第一項第七号及び第四十九条第一項第七号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの

　７　法人であって、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

　８　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（※１）令和元年９月１３日国土交通省令・厚生労働省令第３号

精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者